

## 田舎館村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和8年5月11日（月）午前8時58分から午前9時26分
- 2 開催場所 田舎館村役場3階「第1・2委員会室」
- 3 出席委員

### 農業委員（10名）

|     |     |    |     |
|-----|-----|----|-----|
| 会 長 | 10番 | 白戸 | 陽平  |
| 委 員 | 1番  | 中山 | 静子  |
|     | 2番  | 中山 | 稔   |
|     | 3番  | 田澤 | 一   |
|     | 4番  | 浅利 | 進   |
|     | 5番  | 阿部 | 雄一郎 |
|     | 6番  | 須藤 | 和   |
|     | 7番  | 福原 | 義明  |
|     | 8番  | 福士 | 正芳  |
|     | 9番  | 工藤 | 浩司  |

### 農地利用最適化推進委員（6名）

|       |    |    |
|-------|----|----|
| 担当区域1 | 工藤 | 秀範 |
| 担当区域2 | 佐藤 | 文裕 |
| 担当区域3 | 鈴木 | 秀樹 |
| 担当区域4 | 白戸 | 卓郎 |
| 担当区域5 | 工藤 | 成幸 |
| 担当区域6 | 鈴木 | 哲也 |

- 4 欠席委員（0名）

## 5 議事日程

第1 議事録署名者の指名

第2 会議書記指名

第3 議案審議

議案第12号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第13号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第14号 使用貸借合意解約書の受理について

報告第15号 農用地利用集積等促進計画の認可について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局 長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

主 事 高木 裕二

## 7 会議の概要

事務局 ただいまより、5月の定例総会を開催いたします。  
はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会 長 田舎館村農業委員会憲章、（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会 長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議を始めたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員10名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。4番の浅利進委員と5番の阿部雄一郎委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第12号につきましては、推進委員の鈴木秀樹委員が関係する案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、審議終了まで、退室をお願いします。

(鈴木秀樹推進委員 退室)

会 長 議案第 12 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第 12 号について説明いたします。

今月の農地法第 3 条の許可件数は、所有権移転が 5 件、賃貸借権設定が 2 件、使用貸借権設定が 1 件です。

3 ページをお開きください。

所有権移転の整理番号 16 番は、東光寺永田の田他 18 筆、合計 18,605.75 m<sup>2</sup>です。

父から子への生前贈与になります。

4 ページをお開きください。

整理番号 17 番は、高樋八幡の田、1,285 m<sup>2</sup>です。

譲受人は、5 年程前から、夫婦で自宅敷地の一角や親戚から借りた畑で野菜の作付けを行っており、昨年には農協の準組合員となって、サンフェスタ石川へ出荷も行っております。

今回の農地については、知人からの紹介があり取得を希望したものです。

現状では、正式な農地の所有や貸借契約を行っていないことから、耕作面積が 0 になっておりますので、今回の申請にあたっては事前に委員による面談を実施しております。

作付は、ジャガイモやミニトマト、ピーマンなどを予定しています。

整理番号 18 番は、大根子松森の畑 2 筆、合計 838 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、高齢により農地を手放したい意向であったため、譲受人に申し出て売買することとなったものです。

りんごの作付を予定しています。

整理番号 19 番は、田舎館前川の畑、82 m<sup>2</sup>です。

当該農地は接道がなく、他人の土地を通らなければ行き来できない場所にあるため、所有者からあっせんの申し出が上がっていた農地です。

委員が隣接地の所有者 2 名に声をかけたところ、隣接地で家庭菜園を行っている譲受人から売買の承諾を得たものです。

譲受人は、家庭菜園で自家用野菜の作付を行っていますが、正式な農地の所有はありませんので、今回の申請にあたり、事前に委員による面談を

実施しております。

枝豆やジャガイモ等の作付を予定しています。

5 ページをお開きください。

整理番号 20 番は、大根子宮崎の田、258 m<sup>2</sup>です。

当該農地は、以前から譲受人が借受けていた農地です。

今回、双方協議の上、贈与することとなったものです。

6 ページをお開きください。

賃貸借権設定の整理番号 19 番は、田舎館松橋の田、3,131 m<sup>2</sup>です。

これまでは、平川市猿賀の農業者が耕作していましたが、自宅からの距離が遠いということから解約となったものです。

その後、隣接地を耕作している賃借人が耕作を希望し、貸借に至ったものです。

整理番号 20 番は、川部下西田の田 4 筆、和泉上種本の田 2 筆の合計 14,391 m<sup>2</sup>です。

これまでは境森の●●●●さんが借受けていた農地です。自身が社員になっている農業法人で借受けることとなったため、解約して法人に受け手を変更するものです。

7 ページをお開きください。

使用貸借権設定の整理番号 1 番は、大曲船橋の田他 12 筆、合計 10,624 m<sup>2</sup>です。

父から子への事業継承のための貸借です。

以上の案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第 12 号に対して、意見、質問等ありませんか。

2 番委員（中山 稔）

3 ページの整理番号 16。東光寺村上●●番●と●●番●ですが、地目が台帳上宅地で現況が畑ということなのですが、これは、登記簿上「宅地」が現況で「畑」になっているので、農地法上畑として確認しているということでしょうか。

事務局（鈴木）

おっしゃるとおり、登記簿上の地目が宅地で、現況が畑として見えているということです。畑として課税されております。

7 番委員（福原 義明）

今の件ですが、これ地目変更登記とかはしているんですか。

事務局（鈴木）

本来であれば現況に合わせて地目変更するというのが、法律上の規程されているところではありますが、現時点では登記地目と現況地目が違っているということです。

2 番委員（中山 稔）

あくまでも農地法上、現況主義をとっているのだからこういう形をとっているという解釈でよろしいですね。

登記簿上いかなる地目であろうが、現況主義なので、現況が農地なので農地。農地以外であれば手続きを踏んで、農地台帳から落とすという解釈でよろしいですね。

事務局（鈴木）

おっしゃるとおりです。

会 長     その他ありませんか。

委 員     （ありませんの声）

会 長     ないようですので、議案第 12 号は原案のとおり決定することとします。  
鈴木秀樹委員の入室をお願いします。

（鈴木秀樹推進委員 入室）

会 長     次の議案第 13 号につきましては、6 番の須藤和委員、推進委員の鈴木哲也委員及び私が関係する案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、審議終了まで退室となります。

議長につきましては、会長職務代理者をお願いします。

（白戸会長、6 番須藤和委員、鈴木哲也推進委員 退室）

会長職務代理者

白戸会長に代わり、議事を進行させていただきます。

議案第 13 号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画案を作成するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく依頼があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 議案第 13 号について説明いたします。

今月の案件は、一括方式による賃貸借権設定が 7 件、使用貸借権設定が 1 件です。

9 ページをお開きください。

賃貸借権設定の整理番号 25 番は、境森佃の田 2 筆、合計 1,100 m<sup>2</sup>です。

賃借人は、当該農地の隣接地を借り受けていることから、賃貸人から申し入れにより貸借することとなったものです。

整理番号 26 番から 28 番までは、関連がありますので一括してご説明いたします。

当該案件につきましては、いずれも豊蒔森越の田で、全部で 6 筆、合計 3,627 m<sup>2</sup>がまとまった形になっている農地です。

賃借人は現在、これらに隣接する田を耕作しており、農地の集積、集約化のため当該 6 筆もまとめて借受けたい考えで、賃貸人に申し入れを行い貸借に至ったものです。

10 ページをお開きください。

整理番号 29 番は、豊蒔川崎の田 2 筆、合計 3,038 m<sup>2</sup>です。

期間満了による契約更新です。

なお、貸借期間が 1 年になっておりますが、これについては、満了後に売買する予定となっております。

整理番号 30 番は、東光寺村井の田、2,815 m<sup>2</sup>です。

賃貸人が高齢により耕作困難となったため、賃借人に申し出て貸借することとなったものです。

11 ページをお開きください。

整理番号 31 番は、大曲早稲田の田、1,963 m<sup>2</sup>です。

賃借人は、当該農地の隣接地を耕作しており、経営規模拡大のため耕作を希望し、貸借することとなったものです。

12 ページをお開きください。

使用貸借権設定の整理番号 4 番は、大曲川原田の畑、1,536 m<sup>2</sup>です。

これまでは借人が賃貸借で借り受けていた農地です。土の中に石が混じ

っており、耕作しづらいとの理由から借人側から解約の申し出を行いました  
たが、その後、双方で協議し、使用貸借に切り替えることで合意に至った  
ものです。

以上の計画案の内容は、農地の効率的利用や農作業従事日数など、農地  
中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしている  
と考えます。

以上で説明を終わります。

会長職務代理者

議案の審議に入ります。

議案第 13 号に対して、意見、質問等ありませんか。

2 番委員（中山 稔）

9 ページの整理番号 25 ですが、面積が内数になっているんですが、  
この内数というのは図上での確認なのか、それとも現地に行って畔張って  
いるのを確認するとか、その辺はどのようにしているのでしょうか。

事務局（鈴木）

村の GIS 上で計測して面積を出しております。

会長職務代理者

その他ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会長職務代理者

ないようですので、議案第 13 号については、原案のとおり決定するこ  
ととします。

ここで議長を交代いたします。

白戸会長、須藤和委員、鈴木哲也委員の入室をお願いします。

（白戸会長、6 番須藤和委員、鈴木哲也推進委員 入室）

会 長 議長を交代いたしました。

次に報告事項に入ります。

報告第 13 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」  
を事務局から説明願います。

事務局 報告第 13 号は、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

14 ページをお開きください。

整理番号 28 番から 16 ページの整理番号 36 番までは、賃借人の死亡に伴う解約です。

今後、新たな受け手との貸借を予定しております。

17 ページをお開きください。

整理番号 37 番は、賃借人の自宅との距離が遠いため解約となったものです。

解約後は、6 ページの整理番号 19 番の他、新たな受け手と貸借される予定です。

整理番号 38 番は、賃借人が所属する農業法人に受け手を変更するため解約するものです。

整理番号 39 番は、賃借人に所有権移転するための解約です。

18 ページをお開きください。

整理番号 40 番は、賃貸借から使用貸借に変更するための解約です。

整理番号 41 番と 42 番は、農地の一部が県の用地買収にかかったため、その分を分筆して解約したものです。

説明は以上です。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、報告第 13 号を終わります。

次に、報告第 14 号「使用貸借合意解約書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 14 号は、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

20 ページをお開きください。

整理番号 4 番は、貸人の子に生前贈与するために解約したものです。

整理番号 5 番は、借人の死亡に伴う解約です。

以上です。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。



委 員       (ありませんの声)

会 長       ないようですので、報告第 14 号を終わります。  
次に、報告第 15 号「農用地利用集積等促進計画の認可について」を事務局から説明願います。

事務局      報告第 15 号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき知事の認可を受け、同条第 7 項の規定により通知書を受理したので報告するものです。

          今月は、一括方式による所有権移転が 5 件、賃貸借権設定が 5 件、使用貸借権設定が 2 件です。

          1 月の定例総会において、促進計画案に対する意見について審議された案件です。

          県の認可、公告日については、所有権移転が 3 月 23 日付け、一括方式による賃貸借権設定及び使用貸借権設定が 3 月 30 日付けとなっております。

          以上で説明を終わります。

会 長       ただいまの報告第 15 号について、質問等ありませんか。

委 員       (ありませんの声)

会 長       ないようですので、報告第 15 号を終わります。  
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。ありがとうございます。